

## 食肉販売業の振興指針（案）

食肉販売業の営業者が食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の衛生規制に的確に対応しつつ、現下の諸課題に適切に対応することにより、経営の安定・改善を図り、もって国民生活の向上に資するよう食肉販売業の振興指針を策定する。本指針は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下「生衛法」という。）第56条の2第1項に基づき定めるものである。

本指針の作成にあたっては、営業者、組合等の前期間での事業実施状況を踏まえ、補助金、融資、税制等の制度やそれらの改革の内容を盛り込み、営業者、組合等が支援制度の活用への理解を深められるよう、実践的・戦略的な指針となるよう改定を行った。

今後、営業者、組合等において本指針が十分に活用されることを期待するとともに、衛生、経済情勢の変化や意見・要望を反映して、適時・適切に指針を改定するものとする。

### 第一 食肉販売業を取り巻く状況

#### 一 食肉販売業の事業者数の動向

食肉販売業の許可を受けた施設数は、全国で140,065施設（平成21年度末現在）であり、10年前と比較して31千施設の減となっている。平成18年度から21年度までの新規営業施設数は59千施設、廃業施設数は69千施設数と廃業が新設を上回っている（厚生労働省「衛生行政報告例」による）。

平成21年10月現在の営業者の規模は、従業者数5人未満の零細事業者が51.5%であり、また、経営者の年齢は、60から69歳が35.6%、70歳以上が18.5%と、60歳以上が54.1%となっている。後継者の有無は、40.4%が有り、50.8%が無しと回答している。また、経営上の課題として（複数回答）、69.1%が客数の減少、33.1%が施設・設備の老朽化、19.7%が立地条件の悪化を回答している（厚生労働省「生活衛生関係営業経営実態調査」による）。

#### 二 消費動向

一世帯当たりの食肉購入額の推移については、平成18年12月を100%とした場合、平成21年12月は、牛肉で73.2%、豚肉で75.9%と低下している（財団法人日本食肉消費センター「消費動向調査」による）。株式会社日本政策金融公庫（以下「日本政策金融公庫」という。）の行った直近の「生活衛生関係営業の価格・消費動向調査（平成22年7～9月期）」においても、消費者の節約志向が続いているとの営業者からの回答が多く、特に、高価格部位の売れ行き鈍化が顕著である。また、主力の牛肉から安価な豚肉や鶏肉への移行が見られるなど、客単価の下落が続いている。

平成22年4月から7月には、宮崎県を中心に口蹄疫の発生があり、売上げ高や販売数量の低迷などの影響が見られたが、ワクチン接種等の防疫措置の実施など関係者の封じ込め努力や政府による金融支援もあり、その後、同問題の克服が図られた。

#### 三 営業者の考える今後の経営方針

平成21年10月現在で、31.8%が接客サービスの充実、20.1%が価格の見直し、16.0%が施設・設備の改善、14.0%が広告・宣伝等の強化、12.8%が廃業を回答している（厚生労働省「生活衛生関係営業経営実態調査」による）。

### 第二 前期の振興計画の実施状況

食肉販売業については、平成 22 年 4 月 1 日現在で、全国 44 都道府県（富山県、石川県、沖縄県以外）に生活衛生同業組合（以下「組合」という。）が設置されており、44 都道府県の全てで、振興指針に基づく振興計画が策定されている。

このため、振興計画を策定している組合に加入する営業者については、日本政策金融公庫を通じて設備資金、運転資金について、特別利率による貸付を受けることができる。

平成 18 年度から 22 年度までの 5 ヶ年の振興計画を策定している各組合が、4 ヶ年終了時の平成 21 年度末に実施した自己評価は表 1 の通りであるが、各組合の取組みの結果、相当程度の計画内容の達成が見受けられる。

なお、組合が実施する事業の一部については、生衛法に基づく国による助成措置や都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）が行う支援の対象とされるものであるが、平成 22 年度の行政刷新会議ワーキンググループの事業仕分けにおいて、効果測定が不十分であるとの観点から見直しを求められたことも踏まえ、国による関係の補助金について、政策目的の達成状況が検証可能となるよう事業評価の導入など必要な見直し措置を講じた。

このため、組合及び全国食肉生活衛生同業組合連合会（以下「連合会」という。）において振興計画を実施する際は、成果目標や事業目標を可能な限り明確化し、達成状況の評価を行うことが必要である。

組合においては、振興計画の内容を広く組合員に周知するとともに、組合・連合会においては、振興指針、振興計画についての広報を図り、組合未加入営業者への加入勧誘、組合未結成の 3 県の営業者への組合結成の勧誘を図ることが期待される。

表 1 振興計画の実施状況についての各組合による自己評価

（単位：％）

		達成	概ね達成	主な事業
1	衛生に関する知識及び意識の向上に関する事業	61	21	<ul style="list-style-type: none"> <li>食肉の衛生管理、食中毒予防等に関する講習会の開催</li> <li>衛生管理マニュアルの作成</li> <li>食肉販売店舗への衛生巡回指導</li> </ul>
2	施設及び設備の改善に関する事業	18	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>長引く不況から計画数を上回る施設・設備の改装は見られないが、計画をほぼ達成している</li> </ul>
3	消費者の利益の増進及び商品の提供方法に関する事業	68	23	<ul style="list-style-type: none"> <li>接客、作業に関するマニュアルの作成</li> <li>食肉料理教室の開催</li> <li>牛肉トレーサビリティ法の周知</li> <li>地域で実施されるイベントへの参加</li> </ul>
4	経営管理の合理化及び効率化に関する事業	27	32	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営管理などに関する研修会・講習会の実施</li> </ul>
5	営業者及び従業者の技能の改革向上に関する事業	34	27	<ul style="list-style-type: none"> <li>食肉総菜・自家製ソーセージ等の調理技術講習会の開催</li> <li>接客能力向上のための研修会の開催</li> </ul>
6	事業の共同化及び協業化に関する事業	39	23	<ul style="list-style-type: none"> <li>食肉（枝肉）の共同購入の実施</li> <li>お肉のギフト券等の共同利用券の販売</li> <li>共同開発商品の販売（飛騨牛コロッ</li> </ul>

				ケ、京都牛カレー等)
7	取引関係の改善に関する事業	39	18	・ 食肉卸売業者、食肉加工メーカー、食肉加工機械メーカー等との情報交換のための懇談会の開催
8	従業員の福祉の充実に関する事業	45	27	・ 各種共済制度の加入促進 ・ 年金基金への加入促進
9	事業の承継及び後継者支援に関する事業	23	27	・ 後継者育成支援のための講習会の実施 ・ 食肉学校への入学を勧める資料を組合員へ配布
10	環境の保全及びリサイクル対策の推進に関する事業	9	14	(半分程度実施を含めても42%、未実施が43%で振興計画中最底の評価) ・ 食品リサイクルや容器包装リサイクルに関する講習会の開催
11	少子高齢社会への対応に関する事業	27	16	(未実施も23%と高い) ・ 高齢者向けメニューの講習会を消費者を対象に実施
12	食育への対応に関する事業	45	30	・ 「食肉と健康」、「食肉の安全性」について消費者を対象とした講習会の開催
13	地域との共生に関する事業	61	23	・ 地域で実施されるイベントへの参加 ・ 地域のブランド牛等の試食を実施し、地産地消の普及を推進

### 第三 食肉販売業の振興の目標に関する事項

#### 一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割

食肉販売業の営業者は、家庭の食卓に欠かせない食材を身近に提供する役割を果たしてきた。こうした重要な機能が引き続き担えるよう、衛生課題に適切に対応しつつ、各々の営業者の経営戦略に基づき、事業の安定と発展を図ることが求められる。また、生活弱者である高齢者や子育て・共働き世帯の増加などによる新たなニーズに的確に即応することで、地域社会や商店街における重要な構成員としての位置づけが強化され、生活者の安心を支える役割を担うことが期待される。

#### 二 今後5年間（平成23年度から平成27年度末まで）における営業の振興の目標

##### 1 衛生問題への対応

衛生課題は、食中毒の発生防止のような各営業者の地道な取組みが中心になる課題と、口蹄疫やBSE問題、原産地偽装への対応のような、営業者にとどまらず、生産者、卸売業者、食肉販売業の営業者が、関係行政機関や都道府県指導センター等との連携を密にして対応することが求められる課題とに大別される。

衛生問題は、一定水準の管理がなされている営業者の場合、頻繁に発生するものではないだけに、発生防止のためにどれだけの必要な費用や手間をかければ十分かについて判断しにくい特質がある。しかし、食中毒等が一旦発生した場合の信用失墜は多大であるため、日頃

からの地道な取組みが重要である。また、個々の事業者の問題がそれにとどまらず、業界全体に対する不信感にもつながることがあることから、都道府県の組合及び連合会には、組合員、非組合員双方の各事業者がレベルアップを図られるよう、意識の啓発や適切な指導が求められる。

## 2 経営方針の決定と消費者・地域社会への貢献

スーパーマーケットなどの大規模総合店舗の進出で、在来型の商店街の多くが淘汰される中、零細な事業者がいかに消費者の求めに即応しながら営業を展開するかは、事業者の創意工夫にかかっている。

少子高齢社会の進展や過疎化の進行に伴い、買い物の場所や移動手段など日常生活に不可欠な生活インフラが弱体化し、高齢者等で構成される家族が身近な買い物に不安を感じる、いわゆる「買い物弱者」の問題が顕在化してきている。

このため、身近な事業者の役割が発揮できるかどうか、小規模専門店として、対面販売の強みを生かした消費者のニーズにきめ細やかに対応した品揃え、弁当・惣菜の宅配や移動販売の実施、御用聞きといった買い物弱者の生活利便性を向上する取り組みが求められる。

こうした新たな買い物機能の提供は、単に売上げを伸ばすだけでなく、地域で抱える問題の課題解決や地域経済の活性化につながるものであり、地域社会への貢献を通じた中長期的な経営基盤の確立は、大規模店との差別化にもつながる。

## 3 税制及び融資の支援措置

食肉販売業は、生活衛生関係営業 16 業種のひとつとして、税制優遇措置及び日本政策金融公庫を通じた低利融資を受ける仕組みがある。

税制については、組合が共同利用施設を取得した場合の租税特別措置が設けられており、組合において共同配送用の車輛を購入したり、組合の会館を建て替えたりする際に活用されている。

融資については、対象設備（別表 1）及び運転資金について、振興計画を策定している組合の組合員たる事業者が借りた場合に、日本政策金融公庫の基準金利よりも低率の融資を受けることができる（別表 2）。とりわけ、平成 23 年度予算案には、各都道府県の組合が作成した振興計画に基づき、一定の会計書類を備えている事業者が所定の事業計画を作成して設備資金及び運転資金を借りた場合、より低い低利融資の仕組みが設けられたところであり、特に設備投資を検討する事業者には、積極的な活用が期待される。

## 三 関係機関に期待される役割

### 1 組合・連合会に期待される役割

組合及び連合会は、事業者の直面する衛生問題及び経営課題に対して適切な支援をすることが求められる。具体的には、事業者の必要性に即した事業について、独自の財源や国及び都道府県から受ける生活衛生関係の補助金を活用して実施することが期待される。

個々の事業の実施に際しては、計画期間に得られる成果目標を明確にしながら、計画、実施し、その成果については適切に評価して事業を展開することが求められる。

また、個々の事業の効果を最大限発揮するため、都道府県指導センター、保健所等行政機関、日本政策金融公庫支店等との連携、調整を行うことが期待される。

### 2 都道府県指導センター、日本政策金融公庫に期待される役割

上掲の税制、融資、補助金の有効活用については、多くの事業者が経営基盤が脆弱な中小零細事業者であることから、都道府県指導センター、日本政策金融公庫において、事業者へ

のきめ細かな相談・指導を行うことが期待される。

とりわけ、融資については、審査・決定を行う日本政策金融公庫において営業者が利用しやすい融資の実施及び生活衛生関係営業に係る経済金融事情等の把握、分析及び関係団体への情報提供に努めるとともに、日本政策金融公庫と都道府県指導センターが協力して、手続きや計画作成に不慣れな営業者への支援の観点から、きめ細かな融資相談・指導や融資手続きの簡素化を行うことが期待される。上掲の新設の低利融資制度については、各営業者の事業計画作成が前提とされるため、本指針の内容を踏まえ、各営業者の戦略性を引き出す形での指導をすることが求められる。

### 3 国及び全国生活衛生営業指導センターの役割

国及び全国生活衛生営業指導センター(以下「全国指導センター」という。)においては、上記各関係者が営業者に対する支援を円滑に行えるよう、助言し、制度の改善を図る必要がある。とりわけ、補助金、税制、融資については、営業者の衛生水準の確保、経営の安定に最大限の効果が発揮できるよう、所要の財源を確保するとともに、制度の不断の改善・改革を行う必要がある。また、国及び全国指導センターには、都道府県や連合会と適切に連携を図り、信頼性の高い情報発信や的確な政策ニーズの把握が求められる。

## 第四 食肉販売業の振興の目標を達成するために必要な事項

食肉販売業の目標を達成するために必要な事項としては、下記の多岐にわたる事項が挙げられるが、営業者においては、衛生水準確保等のために必須の内容と、戦略的経営を推進するために選択する内容との区別を行い、計画的な事業実施を行うことが求められる。

また、組合及び連合会においては、組合員である営業者の活動支援、消費者の食肉販売業への信頼向上に資する事業を計画的に推進することが求められる。

### 一 営業者の取り組み

#### 1. 衛生水準の向上に関する事項

##### (1) 日常の衛生管理に関する事項

- 衛生規制の遵守
- 食品衛生に関する専門的な知識の取得
- 食品衛生管理者の活用
- 加工機器、容器等の衛生管理の改善
- 店舗及び従業員の着衣の清潔確保、手洗い励行
- 店舗の清掃
- 従業員の健康管理
- 商品の衛生的取扱
- 衛生管理状況の自己点検と結果の店内表示

##### (2) 衛生面における施設及び設備の改善に関する事項

- 食品の受け渡し場での常時衛生管理と定期的な設備の見直し
- 冷蔵設備、加工機器、容器等による食肉の鮮度の管理

#### 2. 経営課題への対処に関する事項

##### (1) 経営方針の明確化及び独自性の発揮に関する事項

- 自店の立地条件、客層、商品の特色、技術力等の経営上の特質の把握
- ターゲットとする顧客層の特定
- 重点商品の明確化
- 弁当・惣菜等の関連商品を含む新たなサービスの開発、展開

- 周辺競合店の情報収集
  - 他店とのサービス比較
  - 競争力の高い良質なサービスや付加価値の高い食材の提供
  - 専門店としての独自性の発揮
- (2) 消費者に対する情報提供の推進
- 商品の品目、産地、飼育者、飼育方法、処理日時、加工方法等の情報提供
  - 商品の表示、展示、包装方法の工夫
  - 消費者の疑問や苦情への的確な対応
  - 地域の特性に応じた外国語商品表示の推進
- (3) 施設及び設備の改善に関する事項
- 定期的な内外装の改装
  - 各店舗の特性を踏まえた清潔な雰囲気醸成
  - 高齢者等に配慮したバリアフリー対策の実施
  - 消費者の安全衛生、従業員の労働安全衛生の観点からの施設、冷凍設備等の整備
  - 消費者の要望、省エネルギーの推進、経営の合理化・効率化のための改善
  - 賠償責任保険への加入促進
- (4) 家族経営及び対面販売の利点の発揮に関する事項
- 経営に関する問題意識の共有
  - 地域に密着した長期的視点に立った経営
  - 経営者自らによる顧客の要望の把握
  - 大型店とは異なる利点の発揮
- (5) 後継者確保と経営の健全化
- 営業者の自立的問題解決
  - 後継者への知識伝授を通じた業に対する興味、販売促進意欲の醸成
  - 若い人材活用による新たな経営手法の開拓
  - 事業承継に際しての経営合理化、施設・設備の更新、経営形態の見直しなど経営健全化
- (6) 情報通信技術を利用した顧客獲得・確保
- インターネット等を利用した注文、予約等の実施
  - ホームページの開設とプロモーションの実施
  - パソコンを使用した顧客管理情報のデータベース化
  - 季節に応じた商品等のダイレクトメール郵送等
  - クレジットカード決済、電子決済の導入・普及
- (7) 経営診断の活用
- 都道府県指導センター等の経営診断の活用
- (8) 個人情報管理
- 顧客情報の管理

## 二 営業者に対する支援に関する事項

### 1. 組合及び連合会による営業者の支援

#### (1) 衛生知識・意識向上

- 衛生管理の研修会等の開催
- 衛生管理のパンフレット作成等
- 品質保持のための新技術の研究
- ポスター等による消費者広報

#### (2) 施設・設備の改善

- 施設・設備の改善
- (3) 消費者利益の増進・商品の提供方法
  - 商品の適正表示・苦情対応のマニュアル作成・普及啓発
  - トレーサビリティーの推進
  - 生産者・生産地等の情報収集・提供
  - 消費者調査に基づく消費者嗜好の把握
  - 消費者に対する地域の食肉販売業の役割の広報
- (4) 経営管理の合理化・効率化
  - 先駆的経営事例、地域的経営環境条件、食肉販売業の将来展望に係る情報収集・提供
- (5) 営業者・従業者の技能向上
  - 研修会・講習会、技能コンテスト等の教育研修制度の充実強化
- (6) 事業の共同化・協業化
  - 事業の共同化・協業化の企画立案・指導
- (7) 仕入れ方法の工夫、取引関係の改善
  - 生産者・生産地等の情報収集・提供処理加工業者等との連携・交流
  - 共同購入事業取引面の共同化
  - 処理加工業者等との取引条件の改善
- (8) 従業者の福利充実
  - 労働条件の整備
  - 健康管理充実のための支援
  - 福利厚生の実施
  - 医療保険、年金保険及び労働保険の加入等の啓発
  - 共済制度（退職金、生命保険）の整備・強化
- (9) 事業承継、後継者支援
  - 成功事例等の経営知識の情報提供
- 2. 行政施策及び政策金融による営業者の支援及び消費者の信頼の向上
  - (1) 都道府県生活衛生営業指導センター
    - 経営改善指導、助言
    - 消費者の苦情・要望を営業者に伝達
    - 消費者の信頼向上
    - 保健所・都道府県と連携した組合加入促進策
    - 後継者育成事業（中高校生を対象とした生活衛生関係営業への理解促進）
  - (2) 全国生活衛生営業指導センター
    - 経営改善に役立つ情報データの収集・整理・提供
    - 苦情マニュアルの作成
  - (3) 国、都道府県
    - 食品衛生に関する監督指導、情報提供
  - (4) 日本政策金融公庫
    - 営業者が利用しやすい融資の実施
    - 生活衛生関係営業に係る経済金融事情等の把握・分析及び情報提供
    - 災害時等における相談窓口の設置

## 第五 営業の振興に際し配慮すべき事項

食肉販売業においては、他の生活衛生関係営業事業と同様に、衛生水準の確保と経営の安定の他に、営業者の社会的責任としての環境の保全やリサイクル対策の推進に努めるととも

に、食肉販売業に密接に関連する食育への対応、時代の要請である少子高齢社会への対応、地域との共生といった課題に応じていくことが要請される。個々の営業者の取り組みが中心になる課題と、関係者が支援することで推進が図られる課題とがある。こうした課題へ適切に対応することを通じて、地域社会に確固たる位置づけを確保することが期待される。

## 1. 環境の保全及びリサイクル対策の推進

### (1) 営業者に期待される役割

- 省エネルギー対応の冷凍・冷蔵設備の導入
- 食品循環資源の再生利用等実施率の向上
- 食品廃棄物の発生抑制・減量

### (2) 組合・連合会に期待される役割

- 食品循環資源等の再生利用の仕組みの構築
- 業種を超えた組合間で相互に協力
- 組合員以外の営業者への参加促進・普及啓発

### (3) 日本政策金融公庫に期待される役割

- 営業者への支援

## 2. 食育への対応

### (1) 営業者に期待される役割

- ヘルシーメニューの開発・提供
- 総カロリー表示、塩分量表示等の推進
- 加工食品（惣菜等）についての食物アレルギー物質の有無の明示
- 食材の原産地表示

### (2) 組合・連合会に期待される役割

- 地域における食生活の改善の支援
- 食品の安全性に関する知識普及の支援

## 3. 少子高齢社会への対応

### (1) 営業者に期待される役割

- 宅配、御用聞き等の実施
- バリアフリー対策
- 補助犬を同伴する身体障害者等への適切な対応
- 高齢者の調理しやすい食材の提供
- 他の生活衛生関係営業者と連携した加工食材の配食サービス提供

### (2) 日本政策金融公庫に期待される役割

- 融資による営業者への支援

## 4. 地域との共生

### (1) 営業者に期待される役割

- 地域における街づくりに参加・共生

### (2) 組合・連合会に期待される役割

- 社会活動の企画・指導の指導員育成
- 業種を超えた相互協力
- 地域における特色ある取組支援



(別表1) 食肉販売業の営業者等の利用できる施設設備

貸付対象者	施設又は設備
<b>営業者</b> 衛生設備〔特利③〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 蒸気噴霧掃除機</li> </ul>
省エネルギー設備〔特利③〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽熱利用冷温熱装置</li> <li>・ 太陽光発電設備</li> <li>・ 風力発電設備</li> </ul>
省エネルギー設備〔特利②〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の省エネルギー性能向上に資する設備、機器及び建築材料</li> <li>・ クリーンエネルギー自動車</li> </ul>
<b>振興設備</b> 〔特利③又は特利③-0.15%〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 店舗等（建築基準法でいう増・改築等及び建物の賃借に要する敷金、権利金、保証金等とする。）</li> <li>・ 冷凍（蔵）設備（冷凍庫、冷蔵庫、冷凍機及び冷凍（蔵）ショーケースをいう。）</li> <li>・ 空気調和設備</li> <li>・ 解凍庫</li> <li>・ 作業用設備</li> <li>・ 揚（焼）物機器</li> <li>・ 計量器</li> <li>・ 仕入・配送用車両</li> <li>・ 真空包装機</li> <li>・ ソーセージ製造機</li> <li>・ 情報近代化設備（コンピューター、コンピューターに接続する周辺機器、ソフトウェア及び電子商取引関連設備等をいう。）</li> <li>・ 全自動手指洗浄消毒器</li> <li>・ 防犯設備</li> <li>・ A E D（自動体外式除細動器）</li> </ul>
<b>組合</b> 振興設備〔特利③〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修施設（土地及び附帯設備を含む。）</li> <li>・ 共同冷凍庫（土地及び附帯設備を含む。）</li> <li>・ 共同配送用保冷車両</li> <li>・ 共同食肉処理場（土地及び附帯設備を含む。）</li> <li>・ 共同情報近代化設備（共同デビットカード関連機器を含む。）</li> </ul>

※ 特利②＝基準金利－0.65% 特利③＝基準金利－0.9%

金利については、財投金利を元に毎月改定されます。

※ 基準金利2.25%（平成23年1月17日現在）

(別表2)食肉販売業に係る融資の概要

貸付条件等	会社及び個人
貸付対象	振興計画認定組合の組合員
貸付限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備資金 1億5,000万円</li> <li>・運転資金 5,700万円(設備資金と別枠)</li> </ul>
資金使途 (貸付利率)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>衛生設備(特利③):一般貸付と共通</li> <li>省エネルギー設備(特利②、③):一般貸付と共通</li> <li>振興事業特定施設(特利③又は特利③-0.15%)</li> <li>その他の設備(基準利率)</li> </ul> </li> <li>・運転資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>営業振興運転資金(基準利率、基準利率-0.15%)</li> </ul> </li> </ul>
貸付期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備資金:原則18年以内</li> <li>・運転資金:5年以内(特に必要な場合7年以内)</li> </ul>
担保・保証人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担保:必要に応じて徴する。</li> <li>・保証人:原則1名以上</li> </ul>
貸付条件等	組合等
貸付対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合及び同小組合</li> <li>・厚生労働大臣が振興指針を告示した業種に係る生活衛生同業組合連合会</li> </ul>
貸付限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活衛生同業組合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備資金及び共同購入運転資金: 2億1,600万円</li> <li>・営業振興運転資金: 4,000万円</li> <li>・振興事業運転資金: 9,000万円</li> </ul> </li> <li>○同小組合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備資金及び共同購入運転資金: 8,000万円</li> <li>・営業振興運転資金、振興事業運転資金: 4,000万円</li> </ul> </li> <li>○同連合会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業振興運転資金: 4,000万円</li> <li>・振興事業運転資金: 9,000万円</li> </ul> </li> </ul>
資金使途 (貸付利率)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○設備資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>—生活衛生関係営業を営む場合:「会社及び個人」に同じ。</li> <li>—上記以外の組合事業(生活衛生同業組合連合会を除く。) <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同利用設備資金(基準利率、特利③):共同冷凍庫、共同配送用保冷車両等</li> <li>・研究設備資金(基準利率):一般貸付に同じ。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○運転資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>—生活衛生関係営業を営む場合:「会社及び個人」に同じ。</li> <li>—上記以外の組合事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同購入運転資金(基準利率):一般貸付に同じ。</li> <li>・振興事業運転資金(基準利率):認定を受けた振興計画に基づく振興事業を実施するために必要な資金及び生活衛生同業組合連合会が振興指針に係る指導事業を行うために要する資金</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
貸付期間	「会社及び個人」に同じ。ただし、共同購入運転資金は5年以内。
担保・保証人	「会社及び個人」に同じ。